

## 平成23年度契約状況

種別	契約方法	時期	件数	金額(税込み)		落札率(請負率)	
				予定価格(A)	契約金額(B)	B ÷ A	落札率の平均
工事	入札	1期	145	8,721,284,250	6,932,476,950	79.48%	83.13%
		2期	172	7,911,314,250	6,333,188,242	80.05%	82.24%
		3期	116	4,592,849,100	3,671,398,364	79.93%	82.59%
		全期	433	21,225,447,600	16,937,063,556	79.79%	82.63%
	随意契約	1期	31	792,060,150	771,948,450	97.46%	95.50%
		2期	26	369,567,450	355,246,500	96.12%	95.20%
		3期	5	186,940,950	186,333,000	99.67%	98.44%
		全期	62	1,348,568,550	1,313,527,950	97.40%	95.61%
	計	1期	176	9,513,344,400	7,704,425,400		
		2期	198	8,280,881,700	6,688,434,742		
		3期	121	4,779,790,050	3,857,731,364		
		全期	495	22,574,016,150	18,250,591,506		
工事関連業務	入札	1期	64	527,730,000	316,264,200	59.92%	59.34%
		2期	69	664,552,350	390,105,450	58.70%	61.27%
		3期	23	339,614,100	242,951,100	71.53%	69.08%
		全期	156	1,531,896,450	949,320,750	61.97%	61.63%
	随意契約	1期	0	0	0		
		2期	0	0	0		
		3期	3	310,100,700	263,970,000	85.12%	85.42%
		全期	3	310,100,700	263,970,000	85.12%	85.42%
	計	1期	64	527,730,000	316,264,200		
		2期	69	664,552,350	390,105,450		
		3期	26	649,714,800	506,921,100		
		全期	159	1,841,997,150	1,213,290,750		

1期は平成23年4月から7月まで、2期は平成23年8月から11月まで、3期は平成23年12月から平成24年3月まで。

単価契約案件の契約金額は入札金額に1.05を乗じた金額を計上。

## 資料 2

### 入札参加停止等の状況

(平成23年12月1日～平成24年3月31日)

入札参加停止 該 当 事 由	措 置 件 数	備 考
安全管理の不適切による 履行関係者事故	3	
建設業法違反行為	7	
不正又は不誠実な行為	4	
計	14	

平成24年4月  
堺市

## 入札・契約業務に関する不当要求対策を強化します

本市では、入札・契約業務に関する不当要求行為や不正な動きを抑止し、不当要求行為等が行われた場合に迅速かつ正確な対応を行うことを目的に、「事業者等からの不当な問い合わせ等の記録・公表」、「入札室及び入札待合室などへの防犯用のカメラ・マイク装置の設置」、「契約課及び調達課の通話録音装置の設置」を平成24年度から実施し、入札・契約業務に関する不当要求対策を強化します。

これまでに本市では、公共工事における全国的な不正行為の横行を契機として、入札の透明性を確保し、不正行為を未然に防止するため、平成11年度から予定価格を、平成15年度から最低制限価格を入札前に公表（事前公表）してきました。

しかしながら、予定価格及び最低制限価格の事前公表は、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、そのことでくじ引きによる落札等が増加するなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じる結果を招いています。

このため、本市では、平成21年度から最低制限価格を入札後の公表（事後公表）とし、平成22年度から総合評価落札方式を適用する工事に限り予定価格を事後公表にしたところです。

また、学識経験者等外部の専門委員で構成する堺市入札監視等委員会からも予定価格公表時期の適正化について指摘を受けているため、平成24年度からは工事関連業務に係る予定価格についても事後公表とし、今後も事後公表とする工事の対象範囲を順次拡大する予定です。

さらに、職員に対する研修を徹底することで不当要求対策の強化及び入札・契約業務のより一層の適正化を図ります。

### 記

#### 取り組み内容

##### 1 事業者等からの不当な問い合わせ等を記録・公表

予定価格を事後公表する入札案件に関する不当な問い合わせや働きかけがあった場合、その内容を記録し、必要に応じて契約課のホームページで公表することとします。

##### 2 防犯用のカメラ・マイク装置の設置

入札・契約業務の公正かつ適正な執行を確保するため、契約課及び調達課の窓口並びにそれぞれの入札室及び入札待合室へ防犯用のカメラ・マイク装置（合計8台）を設置し、常時録画・録音します。

##### 3 通話録音装置の設置

入札・契約業務の公正かつ適正な執行を確保するため、契約課及び調達課の全ての電話機に通話録音装置を設置し、常時録音します。

#### 取り組み開始時期

平成24年4月1日

## 入札・契約業務に係る問い合わせ等の対応マニュアル

### 目次

#### 第1 はじめに

#### 第2 入札・契約業務に係る問い合わせ等の記録・公表

##### 1 目的

##### 2 定義

##### 3 記録の方法

##### 4 公表の方法

##### 5 「堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱」との関係

##### 6 留意事項

#### 第3 事務フロー

#### 第4 様式

## 第1 はじめに

本市が発注する予定価格が250万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設工事に関連する委託業務（以下「工事関連業務」という。）に係る予定価格の公表時期については、不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資する効果があることに加え、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果があることから、入札前に公表（事前公表）することとしています。

しかしながら、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うことが求められています。

加えて、堺市入札監視等委員会から、予定価格等は入札後に公表（事後公表）すべきとの指摘があります。

これを受けて、本市では、平成22年度から総合評価落札方式を適用する建設工事（予定価格が6千万円以上のものが対象）に係る予定価格の事前公表を取りやめ、事後公表にすることとしました。

また、平成24年度からは予定価格が100万円を超える工事関連業務に係る予定価格についても事前公表を取りやめ、事後公表にすることとします。

今後、予定価格を事後公表とする対象範囲を順次拡大していくに当たり、行政に対する要望等の域を超えた不当な要求や圧力等によって公正な職務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、職員の安全が確保できないおそれが生じることが予想されます。

本市では、こうした事態を未然に防止するため、「綱紀保持の基本方針」及び「堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱」を定め、公正な職務の確保の徹底に努めているところですが、これらに加えて、予定価格を事後公表とする入札・契約案件に関する問い合わせや働きかけがあった場合の記録・報告・公表の制度を導入することにより不正行為の発生しにくい環境を整備することとしました。

平成24年4月1日  
堺市財政局契約部契約課

## 第2 入札・契約業務に係る問い合わせ等の記録・公表

### 1 目的

本市が発注する建設工事及び建設工事に関連する委託業務のうち、予定価格を事後公表とする入札・契約並びにこれらに関連する業務（以下「契約業務等」という。）を担当する職員（以下「担当職員」という。）が、契約業務等に関する事業者等からの問い合わせや働きかけ（以下「問い合わせ等」という。）について記録・報告・公表することにより、入札・契約業務の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 記録・公表の対象となる入札・契約業務

次に掲げる入札案件のうち、予定価格を事後公表するものに関するものをいう。

##### ア 建設工事

イ 建設工事に関連する委託業務（建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務、設備設計業務及び造園設計業務）

#### (2) 「契約業務等」の業務内容とは、次に掲げるものをいう。

##### ア 発注計画

##### イ 設計図書等の作成

##### ウ 積算

##### エ 予定価格等決定書の作成

##### オ 契約方法の決定

##### カ 入札

##### キ 契約

##### ク 監督・検査・評価

##### ケ 支払い

#### (3) 「担当職員」とは、以下の者をいう。

堺市職員（非常勤職員、短期臨時職員を含む。）のうち、上記(2)の業務に携わる全ての職員（決裁者及び決裁を経由する者を含む。）

(4) 記録・公表の対象となる問い合わせ等

上記(1)の入札案件に係るもので、入札公告から契約締結までの間、勤務時間の内外を問わず、電話、面談、電子メール等により行われた全ての問い合わせ等をいう。

ただし、次に掲げるものは対象としない。

ア 一連の入札・契約手続に則って、入札公告で定めた方法で質問がなされたもの

イ 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

ウ 要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの

エ 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（堺市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの

(5) 問い合わせ等の相手方

企業、業界団体、議員、首長、議員秘書、行政職員の現・元職員など、何人であるかを問わない。

3 記録の方法

(1) 問い合わせ等を受けた担当職員は、あらかじめ相手方に対して、発言内容が記録・公表される旨を告知した上で、次に掲げる事項を記録票（様式第1号）に記録し、直ちに所属長等へ報告する。

ア 日時

イ 場所

ウ 問い合わせ等の方法（電話、面談、電子メール等の別）

エ 案件名

オ 相手方の氏名・名称

カ 相手方の会話内容

キ 堺市側の回答内容

ク その他の事項

(2) 担当職員は、所属長等への報告後、記録票を契約課へ提出する。

#### 4 公表の方法

契約課において、提出された記録票の内容を問い合わせ等一覧（様式第2号）に加工し、契約課ホームページで公表する。

公表は、月末に集計し、原則として翌月15日までに実施する。

#### 5 「堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱」との関係

所属長等が、問い合わせ等の内容が「堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱」に基づき処理されるべきものと判断した場合は、速やかに同要綱に基づき処理するものとする。

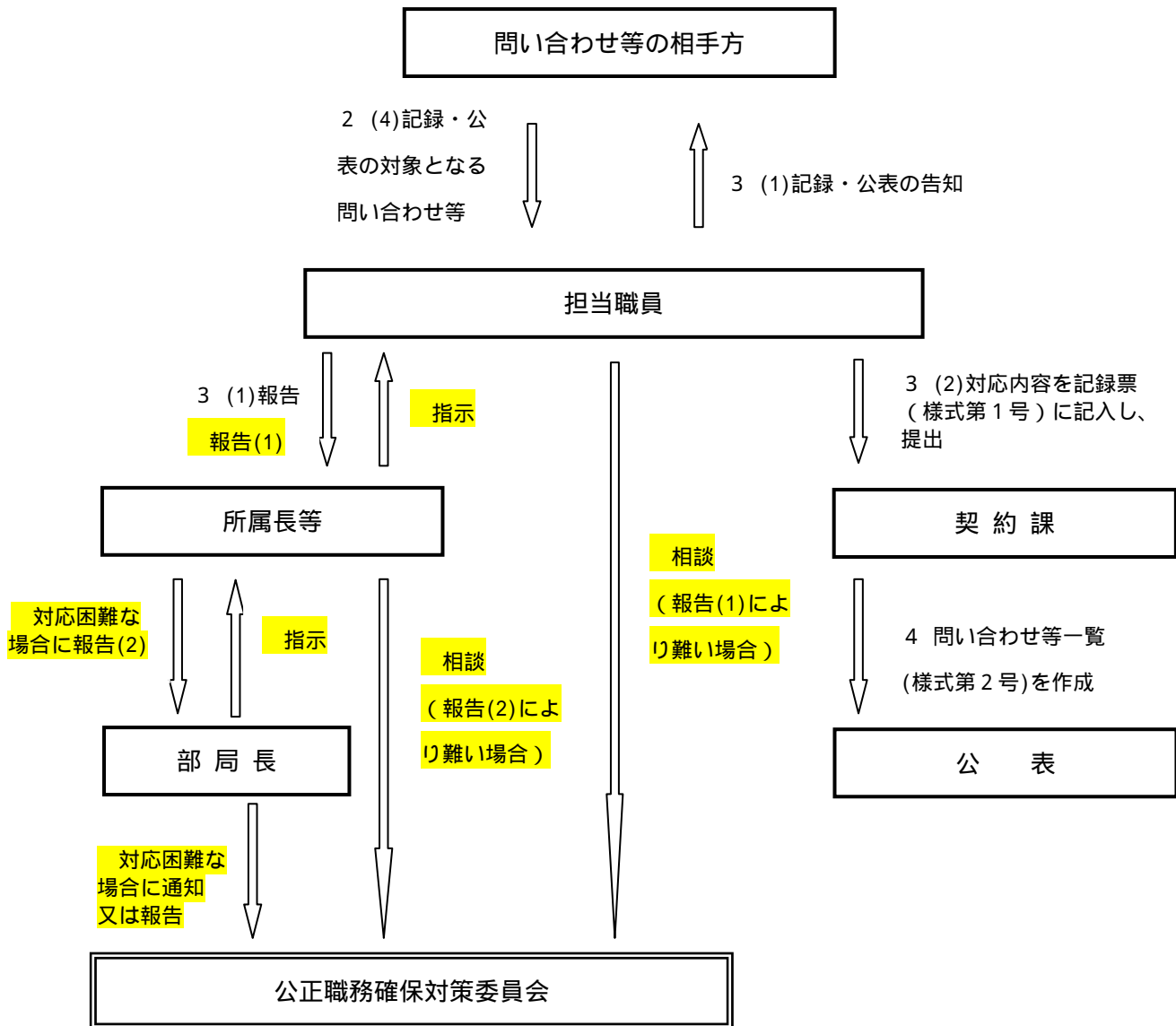
#### 6 留意事項

次の事項について、特に留意し、公正な職務の確保の徹底に努めるものとする。

- (1) 出入業者等の対応に当たっては、可能な限り職場で行い、複数の職員で対応するなど、癒着等の疑いが生じることのないようにすること。
- (2) 本市を退職した者で、営利企業等に再就職した者等から本市への営業活動を受けた場合は、その内容を詳細に記録するとともに、市への営業活動について自粛が要請されている旨を伝え、営業活動を控えるように促すように申し入れること。
- (3) 所属長は、自らの管理監督責任を自覚し、所属職員から不当要求等に係る報告があった場合には、経過記録や対応方法等の必要な指示を行うとともに、状況の把握に努め、必要に応じて上位役職者へ報告する等必要な措置を講ずること。



### 第3 事務フロー



堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱に基づく行為

第4 様式

(様式第1号)

記録票

1	報告者	担当課名	
	(対応者)	担当者名	(内線 )
2	日 時	平成 年 月 日 ( )	時から 時まで
3	場 所		
4	問い合わせ等の方法	電話 ・ 面談 ・ 電子メール ・ その他 ( )	
5	案 件 名		
6	相手方の氏名・名称		
7	相手方の会話内容		
8	堺市側の回答内容		
9	備 考		

(様式第2号)

問い合わせ等一覧

受付日	内 容	担 当 課	堺市側の回答